

東京都男女平等参画審議会
第3回総会

平成28年12月22日

東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課

(午前10時00分 開会)

○吉村担当部長 本日は年末のお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから東京都男女平等参画審議会第3回総会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告させていただきます。まだ若干お見えになっていない委員がいらっしゃいますけれども、現在、18名のご出席をいただいております。20名の委員にご出席いただく予定でございます。

東京都男女平等参画審議会運営要綱第5に定める総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次に新たにご就任いただきました委員をご紹介します。お手元の東京都男女平等参画審議会委員名簿をごらんください。

里吉ゆみ委員でいらっしゃいます。

○里吉委員 里吉ゆみです。よろしくお願いいたします。

○吉村担当部長 大門さちえ委員でいらっしゃいます。

○大門委員 大門さちえです。よろしくお願いいたします。

○吉村担当部長 よろしくよろしくお願いいたします。

なお、本日は、大久保幸夫委員、加藤育男委員、菅原淳子委員、高橋史朗委員、西尾昇治委員につきましては、所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、進行は佐々木会長よろしくお願いいたします。

○佐々木会長 会長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、審議会の公開について再度ご確認をさせていただきますと思います。

本審議会は、運営要綱第10により、公開で行うものとする定められております。ただし、審議会の決定により、一部非公開の取り扱いとすることはできますが、前回と同様に公開で進めさせていただきたいと存じます。

次に、議事録の取り扱いについてですが、これについては事務局からご説明をお願いします。

○吉村担当部長 議事録は、全文、氏名入りでホームページで公表したいと存じます。議事録の作成方法でございますが、事務局で議事録の案を作成し、発言者の皆様にご確認

をお願いいたします。最終的な確認は会長にご一任ということにさせていただければと存じます。

なお、個人情報にかかわる事項等がある場合には、発言者及び会長とご相談をさせていただきます。

また、第2回の議事録を机上に配付させていただきました。こちらは既にホームページでも公表しております。

以上でございます。

○佐々木会長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の審議事項は、答申（案）についてでございます。

6月の当審議会への諮問以降、議論を重ねてきたわけですが、まず初めに、中間のまとめ以降、この答申案に至るまでの経緯について、事務局から報告をお願いします。

○吉村担当部長 それでは、資料3をごらんください。

9月2日の第2回総会では、各部会でお取りまとめいただきました中間のまとめ案についてご審議をいただきました。

総会での委員の皆様のご意見を踏まえまして、修正したものを両部会長並びに会長にご確認いただきまして、中間のまとめとさせていただきます。

その後、10月11日から2週間、都民の皆様からの意見募集を行いました。

意見募集の結果、86件のご意見をいただきました。このうち、東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方へのご意見は80件ございました。また、東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方へのご意見は、6件ございました。

11月中旬に両部会を開催いたしまして、都民の皆様からお寄せいただきましたご意見や、総会での各委員の皆様のご意見などを踏まえまして、作成していただきましたのが、お手元の答申（案）でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。

この答申案の取りまとめに当たりましては、各部会委員の皆様には、大変ご苦勞をおかけいたしました。この場をかりて厚くお礼を申し上げます。

それでは、答申（案）の審議に入ります。

中間のまとめに対して、都民の皆様から多数のご意見が寄せられましたので、まず、その結果の概要について事務局から報告を行い、その後、部会長から答申（案）の検討

状況について説明をお願いし、続いて、中間のまとめ以降の変更点等について、事務局から説明していただきたいと思います。

それでは、東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方についての「中間のまとめ」に関する都民意見の概要について、事務局から報告をお願いいたします。

○白石課長 おはようございます。男女平等参画課長の白石でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方についての「中間のまとめ」に関する都民意見の概要についてご説明いたします。お手元の資料4をごらんください。

今回お寄せいただいたご意見の件数は80件ございました。お一人から複数の項目に関するご意見をいただいている場合もございますので、ご意見をいただいた人数としましては20人になります。

項目別に分類した件数につきましては、表紙に記載のとおりでございます。

なお、計画の位置づけや構成など、全体的な事項に関しましては、「中間のまとめに関すること全般」という項目に整理をしております。

1枚おめくりください。こちらは都民意見を項目順に並べております。その上で、左側に通し番号を付しております。その隣に意見を記載しております。その右側には、意見に対する対応の考え方を記載しております。

それでは、主なご意見につきまして説明させていただきます。

まず、第1部、基本的考え方に対するものとしましては、5件の意見をいただいております。

通し番号になりますが、2番のご意見では、国際的な動向について明記すべきだといったご意見をいただいております。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目以降は、第2部、女性活躍推進計画に盛り込むべき事項になります。

まず、領域Ⅰ、働く場における女性の活躍につきましては、主なご意見として、4ページの8番、女性の労働条件に関するご意見や、5ページの9番に非正規雇用に関する労働部門との連携などについてのご意見をいただいております。

続きまして、7ページです。16番ですが、若年層へのキャリア教育や就労支援に関するご意見がございました。

続きまして、9ページ。こちらから領域Ⅱ、女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる

東京の実現になります。

まず、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関するご意見としましては、10ページの26番、共働きにおける家事育児は「参加したい」か否かではなく、やらなければならないものとして、男性女性共に協力して行うべきものであり、女性が担うことを前提とするような表記は避けるべきとのご意見をいただいております。

また、11ページ、30番では、保育サービスの充実について、受け入れ先をふやすという数の解決だけではなく、多様な働き方と保育の受け入れ体制をセットで考え、現実的に機能するようにしてほしいとのご意見をいただいております。

続きまして、14ページです。40番。こちらでは介護離職、ダブルケアの増加、ヤングケアラーの問題に関するご意見などが寄せられております。

次に、地域における活動機会の拡大に関するご意見としましては、15ページになります。44番、ボランティア休暇に関するご意見がございました。

続きまして、17ページをごらんください。こちら領域Ⅲ、特別な配慮を必要とする男女への支援に関するものでございます。主なものとしましては、48番、49番、また27ページの72番、こちらが同趣旨のご意見でございます。特別な配慮を必要とするという表現が差別的ではないかということでした。

また、18ページ、50番では、女性のひとり親世帯の貧困に関するご意見や、19ページ、54番、若年層について、単なる就業相談だけではない包括的な事業を実施してほしいといったご意見がございました。

続きまして、20ページの57番、58番、21ページの61番、これらが同趣旨のご意見でございますが、「性同一性障害の性的指向の異なる人への支援」等の記載では、一部の人を対象としており、修正をすべきといったご意見です。

このほか59番、性自認や性的指向などを理由としたハラスメントに関して、関係機関との連携が必要であるとのご意見もいただいております。

続きまして、22ページ、中間のまとめに関すること全般についてのご意見でございます。62番、63番、65番、71番、74番が、ほぼ同じ趣旨でございます。今回の女性活躍推進計画を策定することで、男女平等参画社会の実現が後退してしまうのではないかと。また、計画の名称を女性活躍推進計画ではなく、従来どおり、男女平等参画のための東京都行動計画とすべきである。あるいは、男女平等参画推進総合計画（仮称）の条例上の根拠が不明確といった、計画全体の構成などに関するご意見がございました。

なお、29ページと30ページには、各項目のいずれにも当てはまらない個別のご提案について掲載をしております。

以上が、都民意見の募集結果に関する概要の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは、答申（案）の検討状況について、男女平等参画部会の武石部会長からお願いいたします。

○武石委員 東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方について、中間のまとめ以降の男女平等参画部会の検討状況についてご報告を申し上げたいと思います。

先ほどご紹介ございました都民の皆様の見解では、多くの、かつ広範な、具体的なご意見をいただきました。

11月に開催した部会では、主に都民意見への対応ということに関して議論いたしました。中間のまとめからの変更点を、3点に絞ってご説明したと思います。

まず1点目です。今回、女性活躍推進計画を策定することで、これまでの男女平等参画が名称だけとなってしまい、男女平等参画社会の実現が後退してしまうのではないかと、あるいは、女性活躍推進計画で、これまで進めてきた男女平等参画のための行動計画に基づく施策等をカバーできるのか、といったご懸念の声をいただきました。

そこで部会においては、今回の女性活躍推進計画につきましても、東京都の男女平等参画施策を進めるものであることには変わりはなく、法や条例に基づく男女平等参画推進総合計画を構成するものであるということを確認いたしました。それを受けまして、その旨を都民の方々にわかりやすくあらわすということで、答申（案）の基本的考え方で、1ページ目に計画の位置付けの説明を加えてございます。

2点目ですが、領域Ⅲの表題に関してです。中間のまとめでは、「特別な配慮を必要とする男女への支援」としておりました。先ほどもご意見の紹介がありましたが、特別な配慮が必要という表現が、一般的な人たちがいて、そこに入らない特別な人というイメージを喚起することになり、差別的ではないかというご意見がございました。

そこで部会においては、ご意見の趣旨を踏まえまして、表題の修正を議論しました。都民の意見の中で「多様」という言葉のご提案がありましたので、「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」というふうに変更をしております。

3点目ですが、同じく領域Ⅲの「性同一性障害・性的指向の異なる人への支援」の項

目について、そのような記載が一部の人を対象としていることになるので、修正すべきであるというご意見がございました。

部会では、こうした問題を抱えて偏見・差別に苦しむ人々を広く対象とする呼び方に修正することが適当であると考えました。都のリーフレットなども参考にしながら、「性的少数者」という表現を用いまして、全般的な対象をこの言葉で包括的に表現するということにいたしました。

以上が、男女平等参画部会における検討事項の概要でございます。部会の委員の皆様には、お忙しい中、大変熱心にご議論をいただきまして、本当にありがとうございます。この後、総会委員の皆様にご検討をいただきたいと思います。

以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

続いて、事務局から答申（案）の説明をお願いします。

○白石課長 それでは、東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方について答申（案）をご説明いたします。時間も限られておりますので、中間のまとめからの主な修正箇所について説明させていただきたいと思います。部会長からのご報告と一部重複するところもあると思いますが、ご容赦をいただきたいと思います。

それでは、資料5をごらんください。

今回の答申（案）では、中間のまとめから修正を行った部分について、下線を引いております。

3枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。都民意見を踏まえ、修正を加えております。女性活躍推進計画を策定することで男女平等参画社会の実現が後退してしまうのではないかといったご意見がございました。そのため、表題をこれまで「都・国の取組」としておりましたが、それに加えて「都・国の取組と計画の位置付け」とし、中段の下線部分で、女性活躍推進計画の位置付けについて記載を加えております。

また、この女性活躍推進計画と配偶者暴力対策基本計画の二つの計画を合わせて、東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画として、「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定する旨を、さらに、この総合計画に基づき、東京都における男女平等参画施策がさらに力強く進められることを期待する旨、新たに記載を追加しております。

続きまして、9ページをごらんください。上から二つ目の段落を新たに追加しております。中小企業における女性の活躍推進の取り組みに関しまして、中間のまとめでは、

12ページの、女性の活用を最重要課題の一つとしているかというグラフをもとに、中小企業でいまだ取り組みが十分ではない旨記載をしておりましたが、部会における議論におきまして、実際は中小企業のほうが、女性管理職数が高い場合もあるといったご指摘がございました。

このため、300人以下の民間事業主に関しては、法の義務付けが努力義務であることから、取組状況に差が生じている場合があるため、取り組みの進んでいない中小企業に対して支援が必要という内容で修正をしております。

また、中小企業が女性の活躍の取り組みが進んでいても、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた環境整備については難しい状況にあるという議論があったことから、31ページ二段落目の下線部分にその旨の記載を追加しております。

少し戻っていただきまして、続いて17ページです。職場におけるいやがらせ問題、ハラスメント問題についてでございます。前回の総会后、委員から、ハラスメントについては、誰しも被害者だけでなく加害者になるおそれもあるとのご意見がございまして、その趣旨に添った修正を行っております。

続いて、36ページ、男性の家事・育児の参画についてでございます。こちらも前回の総会后に委員から、男性による家事・育児参画については、現在、女性の置かれている立場に男性も置きかわるだけであり、働き方を見直すとともに、男女問わず、家事代行サービスなどの外部労働力の活用と支援も欠かせないことについて言及すべきとのご意見があり、修正を行っております。

続いて、37ページです。都民意見におきまして、共働きにおいては家事・育児を協力して行うことが前提であり、女性が担うことを前提とするような記載は避けるべきという意見がございましたので、趣旨に添った形で修正をしております。一段落目です。

続きまして、39ページです。妊娠・出産・子育てに対する支援でございます。こちらも前回の総会后、委員から、保育基盤の整備のおくれに関する認識が見られないので、危機感を持った記述をすべきというご意見をいただきまして、四つ目の段落で、保育サービスの整備をさら加速し、待機児童の解消を目指していく必要がありますという記載を追加をしております。

続きまして、64ページ、65ページになります。領域Ⅲの表題です。特別な配慮を必要とする男女への支援につきましては、先ほど部会長から説明がございましたが、都民意見におきまして、「多様な人たち」という言葉のご提案があったことを踏まえ、部

会でご検討をいただき、多様な人々の安心な暮らしに向けた支援と修正をしております。

最後に、77ページをごらんください。性的少数者への支援でございます。こちらにつきましても、部会長からの説明がございましたとおり、都民意見を受け、修正をしております。部会において、このような問題を抱えている人を広く対象とする呼び方に改めたほうがよいとの検討がなされ、性的少数者への支援という表現に修正をしております。これに伴い、現状・課題についても表現を合わせております。

なお、本答申（案）の巻末、参考資料の88ページに、中間のまとめに対する都民意見の募集結果として、全ての都民意見と対応の考え方を掲載しております。

答申（案）の説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは、同様に、東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方についての「中間のまとめ」に関する都民意見の概要について、事務局から報告をお願いします。

○白石課長 続きまして、東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方についての「中間のまとめ」に関する都民意見の概要についてご説明いたします。資料6をごらんください。

お寄せいただきました都民意見の件数は、資料6の表紙に記載のとおり、全部で6件でございました。お一人から複数の項目に関するご意見をいただいている場合もございますので、ご意見をいただいた人数は3名です。

なお、事務局におきまして、意見内容を分類整理しております。

それでは、意見の概要をご説明いたします。1枚おめくりください。

第1部の基本的考え方については、特段のご意見はございませんでした。

第2部、I 配偶者暴力対策、1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見の（1）暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の促進について、2件のご意見をいただいております。

1件目は、男女が平等でお互いに尊厳を認め合う基本として、学校教育の中で男女平等教育を進めることが重要であり、このことがデートDVの防止にもつながるというご意見です。

2件目は、若年層の性的搾取について規制を行うだけでなく、ケースに合わせてケアを行う公的機関の必要性に関するご意見でした。

続きまして、3 安全な保護のための体制の整備の(1)保護体制の整備については、シェルターなど、緊急避難の場所の確保をすることとのご意見がございました。

次のページ、(2)安全の確保と加害者対応では、厳しい制裁措置も含んだ法整備を進めることというご意見がございました。

続いて、4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備の(3)就労支援の充実では、賃金を保障することなど、自立できる労働環境をつくることについてご意見をいただいております。

最後になりますが、3ページをごらんください。性・暴力表現への対応についてでございますが、メディアに関する項目が少なく、情報に対して受け取る側も正しい情報を選択し判断できるよう、また、情報に対して自身の意見を持ち、表現し、より情報を発信するなど、主体的な関わり方を行う、「メディアリテラシー」を早期から高めていくことが大切とのご意見がございました。

以上が、都民意見に関する概要でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは、答申(案)の検討状況について、配偶者暴力対策部会の山田部会長からお願いいたします。

○山田委員 部会長の山田よりご報告申し上げます。

東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について、検討状況についてです。

都民の皆様から、今、事務局から説明があったとおり、暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進や、安全確保と加害者対応、性・暴力表現等への対応についてご意見をいただきまして、これらの意見について部会において議論を行いました。

その結果、加害者から被害者へのさらなる暴力を防止するために、加害者に対する相談窓口の充実の必要性について追記いたしました。

また、メディアリテラシーを身につける必要についても追記いたしました。

さらに前回の総会にて、中間まとめ(案)では、親密な交際相手からの暴力が含まれる場合を、新たに「配偶者等暴力」と定義すると報告しましたが、都では既に対応できているので、あえて「等」をつける必要はないのではないかというご意見もありましたので、当部会で再検討を行いました。

部会では、交際相手からの暴力や同性間の暴力といった、従来の法的枠組みでは想定

し得なかった人にまで拡大している被害もしっかりと捉えていく必要があり、法律上の配偶者間だけではなくて、さまざまな暴力にも対応できるような計画にするために、より概念を広げて考えられる部分については、「配偶者等」と表記すべきという再度の結論となりました。

また前回の総会において、被害者の子供と加害者の面会交流についてご意見をいただきましたが、こちらについても検討を行いまして、一部、表現を変更したところがございます。

このほか、追加のものとして、学校以外の若者の自立を支援する場においても、望ましい人間関係をつくるための教育を行うことの必要性、さらに、私は今、内閣府の委員もやっております、デジタル技術等を用いた新たな暴力の形ができているということの内閣府でも審議しています。また委員等からの意見もありまして、デジタル技術等を悪用した暴力に関する記載も、新たに答申（案）に盛り込んでございます。

以上が、中間まとめ以降の配偶者暴力対策部会における検討状況及び報告事項となります。部会では、専門委員の方を含め、大変活発にご異論をいただきまして、本日の総会でも皆様からいろいろと意見を賜りたいと存じます。

以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から答申（案）の説明をお願いします。

○白石課長 それでは、東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方についての答申（案）について、「中間のまとめ」からの修正箇所についてご説明をいたします。

資料7をごらんください。

表紙をおめくりいただきまして、まず、はじめにの部分で修正がございます。こちらでは後段に中間のまとめ以降の経緯を踏まえまして、答申に合わせた記載に修正をしております。

続きまして、1ページをお開きください。こちら第1部、1のタイトルにつきまして、都・国の取組と計画の位置付けということで、女性活躍推進計画と同じ表記にしております。その上で、2ページ目の4段落目に、都の策定する二つの計画の位置付けについて記載をしております。こちらについては、東京都女性活躍推進計画でもご説明いたしましたが、計画の構成や東京都男女平等参画推進総合計画の位置付けがわかりにく

いというご意見がございました。そのため計画の位置付けに関する説明を冒頭に記載することとし、タイトルを修正し、本文につきましても、現行の配偶者暴力対策基本計画と東京都女性活躍推進計画の二つの計画を合わせて、東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画として「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定する旨、記載をしております。

次に、第2部 基本計画に盛り込むべき事項になります。

8ページをごらんください。I 配偶者暴力対策、1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見、(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進の部分でございますが、8ページの2段落目に、交際相手からの暴力について、インターネット等のデジタル技術を悪用した暴力が起きている現状から、新たに記載を加えております。さらに、9ページに注釈を記載をしております。また、9ページの2段落目に、学校以外の若年層の自立を支援する場においても、男女が互いの人格を尊重し、望ましい人間関係を築く教育を推進する必要性について記載を追加しております。

続きまして、25ページです。3 安全な保護のための体制の整備(2) 安全の確保と加害者対応について、5段落目になりますが、加害者に対して厳しい制裁措置を含んだ法整備を進めることという都民意見がございました。部会におきまして検討を行い、国に働きかけを行うだけでなく、都においても加害者に対する対応が必要とのご意見もあり、未成年を含む、加害者からの被害者や支援者に対する更なる暴力を防止するために、被害者支援の一環として、加害者へ対応する相談窓口の充実の必要性について追記をしております。

続きまして、32ページ、4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備の中の(5) 子供のケア体制の充実でございます。こちらにつきましては、前回の総会におきまして、面会交流の記載について工夫をしたほうがよいとのご意見をいただきました。部会で検討を行いまして、32ページ、7段落目に、一般的には離婚後も親子の交流を維持することは望ましいとされている旨の記載を追加しまして、それで配偶者暴力により離婚した後の加害者と子供との面会交流には、子供の安全・安心が脅かされることのないよう、慎重な対応が必要である旨、記載をしております。また、現状・課題のこの修正に合わせまして、33ページの取組の方向性についてもあわせて修正を行っております。

続きまして、36ページです。関係機関・団体等の連携の推進の中の(2) 民間団体

との連携・協力の促進でございます。前回の総会におきまして、民間団体の財政支援の充実に関するご意見がございました。こちらにつきましては、36ページの取組の方向性に、民間団体の自主的な取組に対し、財政支援も含め、一層の支援を図るなど、これまで以上に民間団体が活動しやすい環境整備に取り組む必要があると修正をしております。

配偶者暴力対策については、以上です。

続きまして、45ページをごらんください。セクシュアル・ハラスメントの防止でございます。1段落目の4行目になりますが、先ほど女性活躍推進計画のところでもご説明しましたが、ハラスメントは誰しも被害者だけではなく加害者になるおそれがあるとのご意見に基づきまして、その趣旨を含む修正を行っております。

続きまして、47ページです。性・暴力表現等への対応でございます。メディアに関する項目が少ない、また、情報に対して、受け取る側も怪しい情報を選択し判断できるよう、情報に対して自身の意見を持ち、表現し、より情報を発信するなど、主体的なかわり方のメディアリテラシーを早期に高めることが大切という都民からのご意見がございました。これにつきまして、現状・課題に新たにメディアリテラシーに関する記載をしております。47ページの一番最後の段落です。

最後になりますが、前回の総会でご意見がございました配偶者等の表記につきましては、先ほど部会長からご説明がございましたが、この答申（案）の6ページに、生活の本拠を共にしない交際相手など、親密な間柄にあるパートナーを配偶者等と整理し記載をしております。

また、女性活躍推進計画と同様に、巻末の参考資料の58ページに、中間のまとめに対する都民意見の募集結果について掲載をしております。

答申（案）の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは、内容の検討に入らせていただきます。

まず最初に、東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方についての答申（案）から検討を始めたいと思います。

記載内容等についてのご意見などをお願いします。

なお、発言時間についてですが、多くの委員の皆様にご発言の機会を提供するため、前回同様、発言時間はお一人1回につき3分以内とさせていただきたいと思います。皆

様の貴重なお時間を使つての審議会ですので、ご協力をお願いいたします。

では、どの部分、どの観点からでも結構ですので、ご意見をいただければと思います。

はい、どうぞ。

○塚越委員 ありがとうございます。ファザーリング・ジャパンの理事の塚越でございます。

基本的な考え方の答申、おまとめいただきありがとうございました。

私から申し上げたいところは七つあるんですけども、七つとも共通しているのが、全体を通して現状・課題についての記述は非常に立派です。しかし、それに対する取組の記述が、課題、現状と整合していないか、または、記述が不足しているのではないかとと思われる箇所を中心にお伝えしたいと思います。

まず、25ページです。こちらは普及啓発活動の充実というふうに⑦で書いてございますけれども、こちら、わざわざ普及啓発活動の充実と書いてあるということは、逆に言うと、①から⑥まではそれ以外が書いてあるというふうに考えたいところなんですけど、例えば、12ページの都に求める取組の中にも、啓発という言葉が非常にたくさん入っております、啓発以外の事業を何かこちらに入れられないかと。また、20ページにも同様に啓発という記述がございます。これ以外の部分は比較的、取組、具体的に書いてらっしゃるところが多いなというふうに思われますので、例えば、12ページや今の20ページの部分について、啓発は既に⑦に書いてありますので、それ以外の部分をうまく書けないかというところが、まず1点目でございます。

2点目になります。35ページです。こちらは課題・現状の把握のところ、長時間労働について書いてあるんですけども、35ページの都に求める取組の部分で、長時間労働に対する記述が見当たらない。多様で柔軟な働き方というところに含まれているということなのかもしれませんが、長時間労働の言及を、何か取組のところに書けないかというところが2点目になります。

次、3点目、38ページになります。課題のところ、長時間労働や長時間通勤が問題だというふうに書いてございますが、都に求める取組の部分に、その言及がない。よって、例えばですが、41ページの都に求める取組の三つ目、「働き方の見直し」等の記述がございますので、38ページにも、41ページの都に求める取組の部分と同様の記述を入れられないかということでございます。

次、四つ目です。44ページになります。こちらにも現状・課題の部分で、遠隔地の介

護について言及がございますので、都に求める取組の部分で、例えば遠隔地であっても、学校、地域、親族、就業を継続することができる情報提供等の記述が必要ではないかというふうに思います。また、44ページの部分ですけれども、41ページに子育てについての記述がございますが、これも介護に入れかえることで、うまく記述できないかというところがございます。

もう時間が来ているということですので、五つ目、六つ目は飛ばします。

七つ目。59ページ。都に求める取組の部分なんですけれども、58ページの最後に、見直しや改善を図る必要がありますと書いてありますので、59ページ、都に求める取組の部分の、見直しについて理解を求めていく必要がありますという表現は、非常に弱く見えてしまったので、見直しを図り改善をしていきます、または、改善を図る必要がありますという記述が必要ではないかというふうに思いました。

以上でございます。

○佐々木会長 主として言い回しのことのようにです。事務局はどういうふうに考えますか。

○白石課長 今、いただいたご意見につきましては、この後、部会長とも相談して、修正等について検討していきたいと思っております。

○佐々木会長 塚越委員、できればペーパーでいただけませんか。それを部会長と事務局で相談して、どう織り込んでいくかということを検討したいと思います。

ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○まつば委員 都議会議員のまつばでございます。よろしくお願いいたします。

54ページでございます。防災分野（復興も含む）への参画促進ということですが、「復興も含む」というふうに入りまして、より明確になったものと思っております。

この現状・課題のところなんですけれども、東京都においてどうかということについての記載がないと思います。今回、都民の皆様からも、災害復興時における意思決定への、女性の参画の重要性について触れるということが、基本的考え方のところでご意見がございます。そのため、東京都がいかなるものなのかという現状・課題を、ここでやはり明確に書くということが大事ではないかと思っております。

この○の二つ目に、災害対策基本法に基づく都道府県防災会議では、とありますが、この平成24年の段階で、東京都は、この「女性委員がゼロではなくなった」という段階に入っているということだと思っております。災害対策基本法の改正を受けて、東京都

として条例を改正をいたしましたので。

それから、現状、委員に占める女性の割合は3%でございます。この下の地方防災会議の表におきますと、27年度の都道府県の値は13.2%になっておりますけれども、東京都におきましては、東京都防災会議は3%ということでもありますので、東京都の計画ということにおける現状の認識という意味では、ちょっと誤解が生まれるのではないかとということも懸念いたしますので、東京都がどうなのか、東京都防災会議がどうなのかということ、具体的に記載していただいたほうがよろしいのではないかとこのように思っております。

また、さらに55ページのところなんです、都に求める取組のところにも、東京都防災会議に女性委員の参画を進める、などというようなことを、具体的にお書きいただいたほうがいいのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○佐々木会長 もっともなご意見ですので、織り込む方向で検討するというところでよろしいでしょうか。武石部会長、後でお願いします。

ほかにございませんか。はい、どうぞ、大門さん。

○大門委員 今回、初めて参加させていただきます。

私の女性活躍について日ごろから思うことを述べさせていただきたいんですけど、女性が活躍するに当たって、仕事をやめてしまうなど、阻害する要因として、大体、育児とか介護は挙げられていて、それに対する対策というのは、いろいろなされていると思うんですけど、私の友人・知人とかを見ていると、やめてしまう要因に転勤があるんですね。結婚相手の転勤により、海外赴任とかも含め、仕事が続けられなくて、赴任先でも、結局いつかは戻らなければいけないからということで、パートのような仕事しづらい。58ページにある社会制度・慣行の見直しで、その中に転勤ということも考えていただけないかと思えます。

○佐々木会長 ほかにご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木会長 なければ、本日の二つの貴重なご意見を踏まえて、答申の最終的な作成を進めてまいりたいと思えます。

次に、東京都配偶者暴力対策基本計画改定に当たっての基本的考え方についての答申(案)の検討を始めたいと思えます。記載内容等についてのご意見などをお願いします。

ございませんか。

はい、どうぞ。

○治部委員 治部です。どうもありがとうございます。特に、DVの民間機関の財政支援について書き込んでいただきまして、ありがとうございます。お礼申し上げます。

ちょっと今さらなので、次回以降の計画のときにお考えいただけたらと思うんですけども、改めて見ますと、こちら、東京都配偶者暴力対策基本計画なんですよ。その中に、いわゆる一般的な性暴力の話であるとか、JKビジネスというのは子供に対する性的な搾取だと思うんですが、それが全部入っていることに対して、やはり違和感を禁じ得ないというところがございました。

なので、多分この計画も国としての方向性というか、フレームワークの中でつくられているものだと思うので、今変えるということではないと思うんですが、私、知り合い、友人・知人で支援者がいるんですね。DVの問題であったり、JKビジネスの問題であったり、基本的には、やはり社会にあるジェンダーバイアスとか、特に司法におけるジェンダーバイアス等々の問題が根っこにはあるんですが、あらわれてくるときに大分違うあらわれ方をしてくると思うんです。

デートDV等々までは配偶者暴力という概念で包括できるように思うんですけども、いわゆる、子供が被害者になるような事例ですとか、今はすごく都内の大学でも問題になっているキャンパスレイプの問題であるとか、あのあたりの問題はやはり配偶者暴力という概念では包括し切れないのかなというふうに思いますので、今後お考えになるときに、違うフレームワークがあったらいいかなというふうに思いました。

今申し上げた中で、特に未成年が被害に遭うような繁華街で声をかけられる事例等々を書いてあるんですが、これも支援者等々の話を聞いておきますと、事件は東京都内で起きていても、東京都から財政支援を受けて活動している団体が都の担当の部局と話をしますと、被害者の住所地ですね、いわゆる住民票の場所が東京都でない場合には支援の対象にならないと言われることがあって、非常に困っているというふうに聞いております。

やはり東京というのは、日本全国から人が集まってくるし、だからこそ経済的に発展するという一方で、だからこそ被害が生まれるということがあるので、条例等々をどのように変えればいかわかりませんが、柔軟に考えていただいて、やはり東京にいる、今そこにいる人を支援するというような体制をお考えいただけたらなというふうに思い

ます。

以上です。

○佐々木会長 今のところを山田部会長はどういうふうにお考えですか。国のほうの委員も務められていますね。

○山田委員 国のほうは女性に対する暴力になっております。ただ、それも拡大解釈して、男性に対する暴力も対象にしています。性暴力という言い方もありますが、夫婦間の問題は、単に性に関する問題ではないので。海外におきましては、翻訳はいろいろあるんですけれども、いわゆる親密な関係にある間での暴力を扱うというふうに拡大されているところがございます。何かいい言葉がないかというのが国のほうでも探しあぐねておりました、前例を踏襲しているということでございます。

また、釈迦に説法というか、追加なのですが、単なる刑法の暴力ではなくて、こういう形で親密な関係というものを取り分けるというものの意義は、やはり親密な関係というのはなかなか表に出にくいというところがありますし、さらにエスカレートしやすいというところもありますので、この辺を取り分けてやっていく。ただ、リベンジポルノとか、国で今、アダルトビデオ出演被害に関するものの答申案等をつくっておりますので、そういうものに含めて広げていくという方向性については合意されていると思います。

ただ、名称に関しては、今までのが残っているというのが現状でございます、先ほど言いましたとおり、その名称については苦慮しているというのが現状でございます。

以上です。

○佐々木会長 ほかの委員の方でご意見ありますか。

はい、どうぞ。

○古賀委員 山田先生から「配偶者等」などの用語の検討についての結果、ご報告がございましたけれども、私、この点を指摘しておりましたので、私からちょっと意見を申し上げたいんですけれども、意見というか、質問を申し上げたいんですけれども。この、「など」、「等」を入れることによって、親密な間柄のパートナーも含むということですから、これは同性同士の暴力も対象となるというふうに解釈されてのことだというふうに考えていいんでしょうか。

○山田委員 ええ。同性同士、もちろん異性同士、さらには、性的少数者における親密な関係における暴力も全て含めております。それは親密な関係にある間での暴力の被害の

拡大や、被害を事前に防ぐために必要だと思っております。

○古賀委員 部会で検討していただき、その結論ですので、私はその大勢に従うことはやぶさかではありませんけれども、いわゆる、結婚の定義であるとか、家庭の尊重とか、そういう結婚の意義というようなことについての価値観が揺らいでいるという、私なりの現状に対する危機感という大げさになりますが、懸念を持っておりましたので、この「等」の採用については、前回の審議会でも異を唱えたわけですが。アメリカでも最高裁において同性婚が合法化され、今度はトランプが登場して、ちょっと違う考え方を表明して、アメリカ大統領に就任するわけですがけれども、あくまでも配偶者というのは、基本的には男女間ということが基本の基だというふうに私は思っておりますので、このことから、いわゆる同性婚の合法化への動きや主張ということもあるわけで、渋谷区の条例制定などは、まさにその顕著な例だったわけですがけれども、少しずつ、本来崩してはいけない解釈や価値観というものが、どこか危うくなるのではないかという懸念を持っているということだけ、私の意見として表明をしておきます。

以上です。

○佐々木会長 もう一人、里吉委員。

○里吉委員 私も今回から初めて参加させていただきました、都議会議員の里吉と申します。

8ページ、9ページの学校教育の部分についてです。先ほど議論いたしました女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方については、教育のことが56ページに大分細かく記載してあって、本当に必要なことだなというふうに思います。先ほど意見の中にも、子供の発達年齢に応じた性教育が十分に実施されている現状とは言えず、性に対するインターネットの情報もかなりいろいろなものがあって、メディアリテラシーが必要だということもありましたけれども、それだけではなくて、やはり9ページの人間関係を築く教育を発達段階に合わせてと書いてあるところに、小学校、中学校、高等学校において、子供の発達段階にふさわしい性教育が必要だということも書き込んでいただきたい。日本の学校における性教育というのが、なかなかおくらせているということからも、今いろいろな問題が起きているのではないかなというふうに思っております、ここはもう少し書き込めたら書き込んでいただきたいなというふうに思っております、発言させていただきました。

○佐々木会長 ほかにご意見はありませんか。

先ほど古賀委員から出てきました「等」の記載ですが、前回もここで同じく古賀委員から強い意見が出まして、それを再度部会において検討いただくようお願いしていましたが、結論としては「等」を記載するということでした。この問題については賛否両論ありまして、慎重に取り扱う必要があると考えますけれども、一度問題提起されて部会で検討した結論ですので、先ほど古賀委員も受け入れるのはやぶさかではないというご発言でしたので、原案はこのままで行きたいというふうに思います。特に何かご意見はありませんか。

貴重なご意見ありがとうございました。本日のご意見を踏まえ、答申の最終的な作成を進めてまいりたいと思います。

本日は答申の議論を行う最後の審議会ということなので、桃原生活文化局次長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○桃原次長 東京都生活文化局次長、桃原でございます。

委員の皆様方には、本年6月から半年の長きにわたりまして、専門的かつ多角的な見地からのご議論を頂戴いたしました。本日の総会が答申に向けての議論の場として最後となりますので、お時間頂戴いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

今回の諮問事項でございました「男女平等参画のための東京都行動計画の改定」、そして、「東京都女性活躍推進計画の策定」、「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定」につきましては、それぞれの部会、また、審議会の総会におきまして、活発なご議論を頂戴いたしまして、都が進める男女平等参画社会の実現に不可欠な取組の方向性につきまして、最新の情勢なども踏まえ、おまとめいただいたというふうに理解をさせていただいております。

このご答申をいただきました後には、東京都といたしまして、年明けから女性活躍推進計画の策定、配偶者暴力対策基本計画の改定を進めてまいります。また、両計画を合わせまして、仮称ということではございますけれども、「東京都男女平等参画推進総合計画」として全体を策定する予定としてございます。

本日の審議会におきまして、先生方のほうからいただきました貴重な提案、ご意見が、行政の施策を進める中で実効性を持ったものとなりますよう、具体的な行動目標、達成年度なども含めまして、行政だけではなく、民間などの東京都内の多様な主体の取組を合わせて記載することで、より実効性の高いものとさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、小池知事が目指します、新しい東京を創造するための都政の政策展開の方向性を示します「2020年に向けた実行プラン」が、間もなく策定されるということになってございます。年齢や性別、障害の有無など、それぞれの方々の抱えた状況にかかわらず、誰もが活躍できる社会、ダイバーシティの実現の中核でございます女性の活躍推進、また、ライフ・ワーク・バランスにつきまして、今後4年間の具体的な計画をまとめる予定となっております。

都は、「男女平等参画推進総合計画」と「実行プラン」に基づきまして、都民の一人ひとりの方々がいきいきと活躍できる男女平等参画社会の実現に向けまして、全力で取り組んでまいります。

皆様方には、限られた時間の中で、本当に大変なご尽力をいただきましたことに、深く御礼を申し上げますとともに、今後の施策の推進に向けても、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○佐々木会長 どうもありがとうございました。

それでは、今後の予定につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○吉村担当部長 それでは、資料8をお手元にご用意いただけますでしょうか。今後の予定につきまして説明をさせていただきます。

答申（案）につきましては、本日ご審議いただきました内容及び、この後、ご説明させていただきます追加意見を合わせて、事務局のほうで修正をさせていただきます。

追加のご意見につきましては、師走のお忙しいところ大変恐縮でございますが、本年中、12月28日の水曜日までに、恐れ入りますが、文書にて事務局にいただければありがたいと存じます。

修正案につきましては、両部会長及び会長にご確認をいただきまして、最終調整したものを答申とさせていただきます。

なお、答申（案）の最終調整並びに知事への答申につきましては、会長にご一任をいただきたいと存じます。

知事への答申につきましては、年明け1月26日を予定しております。

その後でございますけれども、2月の下旬ごろには、本日の答申を踏まえて作成いたしました計画、報道発表案ということですが、計画素案のようなものをイメージしていただければよろしいかと思うんですが、それを皆様にご報告申し上げた後に、都民意見の募集を再度行います。それと並行いたしまして、東京都議会のほうにもこちらを報告

させていただいて、そこでのご議論も踏まえて、最終的に3月末には計画を策定し、皆様にご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 佐々木会長 ただいま事務局から、最終調整と知事への答申につきましては会長に一任のご提案がありました。委員の皆様のご意見は、可能な限り答申に反映したいと思しますので、最終調整並びに知事への答申につきましては、ご一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 佐々木会長 どうもありがとうございます。

- 吉村担当部長 ありがとうございます。

それでは、繰り返しになりますけれども、会長に最終確認をいただきました答申につきましては、1月に皆様にお送りさせていただきます。

その後、知事に答申をいただきまして、同日付で報道発表させていただきます。

知事からの諮問事項につきまして、総会及び部会におけるご審議は、本日で終了させていただいたわけでございますけれども、本審議会は計画に関する審議だけではなく、男女平等参画に関する重要事項を調査・審議するものとされております。

委員の皆様の任期は、平成30年の6月末までの2年間でございますので、今後の在任期間の中で、新たなテーマについてご検討をお願いする場合もあるかと存じます。その節は、会長とご相談させていただいた上で、委員の皆様にもまた改めてご連絡をさせていただきたいと存じますので、引き続き、どうぞお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 佐々木会長 これで本日の議題は全て終了いたしました。特に何かご意見、ご質問などございましたら。ないでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 佐々木会長 なお、本日発言が足りなかった、あるいは、発言すべきであったというようなことがありましたら、先ほど事務局からご説明がありましたように、12月28日までに文書でご意見を頂戴したいと思っておりますので、事務局宛てにお出しいただきますようお願いいたします。

また、両部会長には、答申の最終調整まで、年末年始のお忙しい時期にご苦勞をおか

けいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして東京都男女平等参画審議会第3回総会を閉会させていただきます。

6月の発足以来、委員の皆様には、短期間にいろいろと無理なお願いをしたわけですが、惜しみないご協力と熱心なご審議をいただきました。皆様のご尽力、ご協力を改めて感謝を申し上げます。長時間にわたりご協力ありがとうございました。

(午前11時09分 閉会)